東海学生オリエンテーリング選手権大会実施規則

(目的)

1条 この規則は,東海学生オリエンテーリング連盟(以下,東海学連と略す)が主催する, 東海学生オリエンテーリング選手権大会(以下,東海インカレと略す)を公平かつ円 滑に行う為に定めたものである.

(運用)

2条 この規則は、幹事長と競技部長が中心となって幹事会が運用する.

(参加資格)

- 3条 選手権競技者は,以下のすべての条件を満たす.
 - ・ 東海学連の加盟員であること
 - ・ 初めて東海学連に登録した年度から数えて4年以内であること
 - ・ 年齢は当該年度3月31日現在29歳未満であること

(運営)

4条

- (1) 運営は幹事会が指名した実行委員会が行う.
- (2) 実行委員会の指名は前年度の2月までに行う.
- (3) 幹事長は運営者の中から代表者を選任しなければならない.
- (4) 運営は東海学生オリエンテーリング連盟主管行事に関するアウトラインに基づき行われなければならない.

(競技に関する規則)

5条

- (1) 競技に関する規則は、日本学生オリエンテーリング選手権大会実施規則の競技に関する規則に準ずる.但し、ミドル又はリレーに関する部分、及び以降の項目と重なる部分は除く.
- (2) コースは、男子 75 分、女子 55 分の優勝時間を想定して設定される.
- (3) 登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の6%以内が望ましい.
- (4) 地図の縮尺は,1万5千分の1,又は,1万分の1とする.

(開催日程・場所)

6条

(1) 開催日程・場所は前年度2月までに幹事会が決定する.

(2) 開催場所が決定すると同時に,競技部長は使用テレイン(または使用する可能性のあるテレイン)をクローズしなければならない.競技部長はクローズについて各加盟校に速やかに通知しなければならない.

(インカレロングセレクションとの兼任)

7条 東海インカレはインカレロングセレクションを兼ねることができる.

(改正)

8条 本規則の改正は総会の議決による.

平成19年4月1日制定